

磐田市立南部中学校PTA会則

(名 称)

第 1 条 本会は磐田市立南部中学校PTAといい、事務局を南部中学校内におく。

(目 的)

第 2 条 本会は会員が平等の立場にたって、生徒の真の幸福をねがい、お互いに責任を自覚し、よりよい教育環境の整備をはかることを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために下記の活動をする。

- (1) よい父母・よい教職員としての研修につとめる。
- (2) 家庭と学校との連絡を密にし、生徒の生活向上につとめる。
- (3) 生徒の生活環境の向上につとめる。
- (4) 公教育費の充実につとめる。
- (5) その他必要な事項

(会 員)

第 4 条 本会は下記の会員によって構成する。

- (1) 南部中学校生徒の父母または保護者。
- (2) 南部中学校教職員。

(役 員)

第 5 条 本会の役員は下記の者で構成する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名 (内1名は校長があたる)
- (3) 書 記 3名 (教頭及び教職員があたる)
- (4) 会 計 2名 (内1名は教職員があたる)
- (5) 会計監査委員 2名
- (6) 専 門 委 員 長 4名
- (7) 学 年 委 員 長 3名

(役員を選出)

第 6 条 第5条の(1)～(5)の役員はすべて、常任委員会において、会員中から選出し総会で承認を得る。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は下記の通りとする。

- (1) 会長は会務を統轄し、会議を司会し、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会務を整理し、会長に事故あるときは代理する。
- (3) 書記は総会・常任委員会の議事その他を記録し、会務にあたる。
- (4) 会計は本会の会計を掌り、会計監査をへたうえ、総会において決算報告をする。

(顧問)

第 8 条 本会には下記の顧問をおく。

- (1) 顧問は会長経験者をもってあて期間は3年以内とする。
- (2) 顧問は必要により会長、役員会の諮問に応ずる。

(会合)

第 9 条 本会の会合下記の通りとする。

(1) 総会

総会は4月に開くことを原則とし、下記の事項を行う。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

- ① 役員の承認
- ② 予算の決定
- ③ 決算の承認
- ④ 会務の報告
- ⑤ 規約の改正
- ⑥ その他重要案件の協議

(2) 常任委員会

常任委員会は下記の者によって構成し、総会の代議機関として諸事業の企画及び重要案件を協議する。

- ① 本会の役員（ただし会計監査委員を除く）
- ② 各地区正副委員長（正副どちらか1名以上）
- ③ 各学年委員長
- ④ 各専門委員会正副委員長（正副どちらか1名以上）
- ⑤ 各専門委員会所属専任教職員
- ⑥ その他必要な教職員。ただし議決には加わらない。

(3) 会計監査委員会

- ① 会計監査委員会は必要に応じて随時会計を監査することができる。
- ② 会計監査委員会はその年度の会計を監査し、結果を総会に報告しなければならない。

(4) 専門委員会

本会に次の専門委員会をおき、本会の目的を達成するため、諸事業の企画及び活動をする。

① 文化委員会

文化委員会は必要事項を協議するとともに学校との連絡及び会員の教養向上のため必要な活動をする。

② 生活指導委員会

生活指導委員会は必要事項を協議するとともに生徒の校外生活の指導にあたる。その他必要な活動をする。

③ 環境整備委員会

環境整備委員会は必要事項を協議するとともに教育施設及び環境の整備のため必要な活動をする。

④ 保健体育委員会

保健体育委員会は必要事項を協議するとともに生徒の保健衛生及び体格体力の向上と学校給食推進のため必要な活動をする。

専門委員会は下記の者によって構成する。

- 各地区より選出された若干名の委員
- 校務分掌により、各専門委員会に関係ある教職員。

専門委員会の正副委員長は専門委員の互選によって決める。

(5) 学年委員会

学年委員会は各学級より選出された2名の委員及び学年に所属する教職員によって構成し、学年に必要な活動をする。

正副委員長、学年委員の互選によって決める。(正1名、副2名)

(6) 総委員会

専門委員会及び学年委員会の合同協議が必要と認められるときは常任委員も加わり、総委員会を開くことができる。

(7) 地区会

各地区に下記の役員をおき、本部との連絡を密にし、協力してその運営にあたる。

- ① 地区正副委員長（専門委員兼ねる） 各1名
- ② 文化委員 若干名
- ③ 生活指導委員 若干名
- ④ 環境整備委員 若干名
- ⑤ 保健体育委員 若干名

上記の役員は地区会で選出する。

(役員及び委員の任期)

第10条 役員及び委員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし後任者が決まるまでは前任者があたる。再任は妨げない。

(議 決)

第 11 条 会議は構成員の 2 分の 1 以上の出席を要し、出席者の過半数の賛成で決定する。

(経 費)

第 12 条 本会の経費をもってあてる。会費の額は総会において決める。

(会 計 年 度)

第 13 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終る。

(規 約 改 正)

第 14 条 本規約の改正は総会の議決による。

(雑 則)

第 15 条 本会に必要な細則（慶弔規定等）は常任委員会で定める。

(附 則)

第 16 条 本規約は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

規約一部改正	昭和 57 年 4 月 1 日
規約一部改正	昭和 58 年 4 月 28 日
規約一部改正	昭和 63 年 4 月 25 日
規約一部改正	平成元年 4 月 22 日
規約一部改正	平成 2 年 4 月 23 日
規約一部改正	平成 23 年 5 月 9 日